

# 津島商工会議所「つし丸」着ぐるみ貸出要領

## 1 目的

市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸し出しするものとする。

## 2 貸出品目

- (1) 頭
- (2) 着物・袴
- (3) 胴
- (4) 手×2
- (5) 靴×2
- (6) 携帯袋

## 2 利用手続き

- (1) 応募手続  
市内に在住、在勤、在学の市民活動グループや団体及び企業
- (2) 貸出条件
  - ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと
  - ②政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと
  - ③法令及び公序良俗に反しないこと
  - ④補助者が必ず1名以上付くこと
  - ⑤火気・水気に近づけないこと
  - ⑥着ぐるみで事故等があった場合、主催者の責任とすること
  - ⑦着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行うこと
  - ⑧主催者以外は使用しないこと
- (3) 着ぐるみに入る者の制限  
身長170cm程度の者

## 3 貸出申請及び貸出許可

着ぐるみ貸出希望者は、この要領が定める期日までに、貸出申請者に実施計画書を添えて、事務局（津島商工会議所）に提出するものとする。

- (1) 貸出を希望する場合、イベント等開催日の15日前までに貸出申請書にイベント等の事業計画書を添付して提出する。

- (2) 事務局は、貸出申請書の受付後にこの要領に基づいて審査を行い、適当であると認めたものについて、貸出を許可する。
- (3) 貸出については、「貸出申請書」を受け付けた順とする。

#### 4 実績報告

着ぐるみ貸出許可を受けたものは、着ぐるみを使用した PR 事業について、事業終了後すみやかに実績報告書を作成し、事業の画像等を添付して提出すること。

#### 5 禁止事項

着ぐるみ貸出許可を受けたものは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出許可の権利を、第三者に譲渡、転貸したり、または管理運用を委託すること。
- (2) 事業計画書に記載され、許可された内容以外で使用する事。
- (3) 火気を使用したり、危険物の近辺で使用する事。
- (4) 荒天時に屋外で使用する事。
- (5) 営利目的

#### 6 留意事項

着ぐるみ貸出許可を受けたものは、次の事項を留意しなければならない。

- (1) 着ぐるみ受領後は、風通しの良い日陰に置くこと。
- (2) 手袋や靴下を着用し、中に汗が残らないようにすること。
- (3) 汗をかいた場合は、よく乾かしてから収納・保管すること。
- (4) 変形する可能性があるため、頭の四方を押さえつけないこと。
- (5) 生地はひっかかりに弱いので、マジックテープや尖ったものには、特に注意すること。
- (6) 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は利用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の利用により相当と認められる損耗についてはこの限りではない。  
また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、使用者が代替物作成費用を負担すること。
- (7) 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。
- (8) 着ぐるみの改造は認めない。
- (9) 事業終了後は、返却日までに速やかに着ぐるみを事務局に返却すること。
- (10) 返却する際には、汚れ後を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (11) 受領及び返却することのできる時間は、原則として平日の午前 9 時から午後 5

時の間とする。

## 7 許可の取消し

事務局は、着ぐるみを受けたものが次のいずれかに該当したときは、貸出許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 「つし丸」着ぐるみ貸出要領に違反したとき
- (2) その他事務局が不相当と認めたとき

## 8 損害賠償

着ぐるみ貸出許可を受けたものが、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、着ぐるみ貸出許可を受けたものが、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。